

## 大雨警報等発令時の対応について

世田谷区に、「**大雨・洪水・暴風・大雪**」のいずれか1つ以上の**警報**（「**注意報**」は対象としない）が発令された場合、以下のように対応する。また、自分の居住する市・区に、上記の**警報**が発令された場合、当該市・区の生徒については同様に対応する。

- ・午前 7 時に解除されていた場合⇒平常通り授業を行う。
- ・午前 8 時に解除されていた場合⇒3 時限目（10 時 40 分）から授業を行う。
- ・午前 10 時に解除されていた場合⇒5 時限目（13 時 15 分）から授業を行う。
- ・午前 10 時に解除されていない場合⇒当日は臨時休校とする。

### ※留意事項

（1）警報解除後でも、交通機関等の混乱が続く可能性があるため、安全の確保には十分注意して登校すること。また、警報の発令にともなう交通機関の遅延による遅刻については、平常時と同様の扱いとする。

（2）気象警報についてはテレビ、ラジオ、または気象庁のホームページ等で確認すること。

（3）登校後、授業中や放課後などに気象警報が発令された場合の対応については、気象情報、交通機関等の状況を確認したうえで校長が適正に判断する。